

津和野町中規模農業者農業用機械導入支援価格高騰対策事業補助金交付要綱  
をここに公布する。

令和8年4月15日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第37号

津和野町中規模農業者農業用機械導入支援価格高騰対策事業補助金交付  
要綱

(目的)

第1条 町内の農地を維持していくには、中規模農業者（ここでは50a以上の農地経営面積を有する農業者で、認定農業者や認定新規就農者でない者とする。）が農業経営を継続していくことが重要であることから、同者が行う農業用機械の導入に要する経費に対し、物価上昇による価格高騰対策として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関し、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人で、申請時において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 概ね50a以上の農地経営面積（自らの経営農地の他、他者の経営農地に対し農作業を行う農地の面積を含む。）を有する農業者（認定農業者、認定新規就農者を除く。）。
- (2) 地域計画に地域の農業を担う者として位置づけられた者（地域計画が策定されるまでの期間を除く。）
- (3) 当該年度内に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 町税等の滞納のない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、補助対象者が行うトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械の導入に要する経費であって、次に掲げる全ての基準を満たすものとする。

- (1) 導入する機械等の価格が20万円以上であること。
- (2) 中古機械の場合には、残存耐用年数が1年以上であること。また、販売会社から購入した証明があること。
- (3) その他町長が認める機械であること。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、前条の補助対象経費の10分の2以内とし、50万円を限度とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に中規模農業者農業用機械等導入支援価格高騰対策事業実施計画書(様式第1号)を町長に提出し、協議するものとする。

(審査及び内示)

第6条 町長は、事前協議があったときは、実施計画書の内容を確認し、採択順位を決定するものとする。この場合の採択順位は、原則として事前協議の時期の早いものを優先するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に中規模農業者農業用機械等導入支援価格高騰対策事業実施計画書(様式第1号)及び関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに書類審査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに規則第10条に規定する補助事業等実績報告書を町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第10条 町長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業が適切に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、規則第12条第2項に規定する補助金等交付請求書を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を確認し、補助金を当該補助対象者に交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象者は、補助事業により取得した財産を耐用年数内に譲渡し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

この告示は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。